

スウェーデン調査 (8月29日から9月2日)



弁護団：新里宏二、松村尚美、P S C：車塚潤、菅野拓、立岡学

スウェーデン

弁護士：ブルマン

インデペンデントリビング：ラツカ、マリア、ローラ、エミール



強制不妊手術患者への補償に関する法律・ 1999年の法令概要

- 特定の精神疾患または一定障害のある方々への断種手術に関する1934年の法令と、断種手術に関する1940年の法令に基づく断種手術、あるいは、法的背景はないにしろ政府が何らかの形で関与していた1976年より前のあらゆる断種手術に対する賠償について規定している。上記で言及されたグループに属する方々（断種手術を受けさせられた方々）は、次のいずれかにあてはまる場合は賠償を受ける権利がある。

具体的内容 ①補償の対象者

- 自ら断種手術を申し込んだのではない、または、断種手術への同意を書面を出していなかった。
- 断種手術のとき未成年であった。
- 断種手術のとき施設にいた。
- 精神疾患または障害があることを理由として、あるいは、てんかんの診断を受けたことを理由として、断種手術を受けさせられた。
- 結婚するため、または、人工妊娠中絶をするため、あるいは、何らかの行政からの手当を受けるための条件として、断種手術を受けさせられた。
- 断種手術への本人の同意は、当局による不当な圧力または当局の怠慢の結果であると考えられる場合。

具体的内容 ②金額、その他

- 賠償額は175,000 SEK（1999年当時）であった。
- 賠償を受けるには請求をする必要があり、請求にあたってはいずれかの（断種手術を受けさせられた）グループに所属していたことを証するものを提出する必要があったが、あらゆることが書面として残されていなかったため、証拠を提出することは誰にとっても簡単ではなかった。
- 賠償を受ける権利は個人に帰属し、賠償請求が認められるまでの間に亡くなった人への賠償は、認められなかった。
- 賠償金については（所得として）課税されることはなく、賠償を受けたことで他の行政サービスに影響はない（不利な扱いをされない）。
- 請求を審査する委員会の前で口頭審理を求めることができた。
- 1999年12月1日から2002年12月31日までの間は、賠償を請求することができた。

意見交換

- ・ 補償金額

スウェーデンの賠償法が日本より低い。交通事故などで生殖能力を失った場合の損害では30万から50万スウェーデンクローナとのこと。

- ・ 患者補償委員会の長は裁判官がつとめ、準司法機能。結論に対し双方が異議を出せない。

- ・ 知れたる被害者にどう申請をさせようとしたか不明。必ずしも申請は多くなかったのでは。強制不妊手術の被害者は2万6000名程度と言われている。補償を受けたのは約2000件程度（この点は後述）。

- ・ スウェーデンは医療記録として残っている。ここが基本の違い。

その他。

日本で学ぶこと

- 強制手術被害者は約2万6000人とされるなかで、補償を受けた被害者が2000人ととどまっている。スウェーデンでは医療記録が残っているとされるなかで、補償を受けた数は7.8%と少ない印象。
- 最終的な申請者数は約2700人程度か（申請期限が一度延長された末最終的に補償を受けた人数2000人、申請期限延長前についてであるが申請者の4分の3が補償を受けられていたとされることから逆算した数字）、つまり申請者は被害者の10.4%にすぎない。申請者自体が少なかった。被害者に情報が届いていなかった可能性が否定できない。被害者にどう情報を提供するのが大きな課題。
- 申請者の4分の1が補償を認められないことは、認定基準が厳しかったことがなかったか精査されなければならない。バーマン弁護士もその点を指摘していた。
- 患者補償委員会の決定に異議が出せない仕組みについて検討が必要。
- 申請中になくなった方もあり、補償決定前になくなった方は救済されない仕組みについて検討が必要。
- その他